

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3 <u>最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計価格の基礎となった額から算出される同表①から④までに掲げる額の合計額とする。なお、合計額の適用は、予定価格に⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3 <u>最低制限価格は、予定価格に0.8を乗じて得た額(以下「基準値」という。)を基準とし、基準値に無作為に発生させた係数を乗じて得た額で、基準値の99パーセント以上101パーセント以下の範囲内の額(1万円単位)とする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(最低制限価格による判定)</p> <p>第5 <u>入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。</u></p> <p>2 <u>入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、条件付一般競争入札による場合は落札候補者、指名競争入札による場合は落札者と決定するものとする。</u></p>	<p>(最低制限価格による判定)</p> <p>第5 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、条件付一般競争入札による場合は落札候補者、指名競争入札による場合は落札者と決定するものとする。</p>
<p><u>別表第1 (略)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>